

10年保存

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長 厚生労働省職業安定局 首席指導官 農山村雇用対策室長 建設・港湾対策室長 雇用保険課長 需給調整事業課長 外国人雇用対策課長 障害者雇用対策課長
	有・無制限

基監発第 0328002 号
職首発第 0328001 号
職農発第 0328001 号
職建港発第 0328001 号
職保発第 0328014 号
職需発第 0328001 号
職外発第 0328001 号
障高障発第 0328009 号
平成 20 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

厚生労働省職業安定局

首席職業指導官

農山村雇用対策室長

建設・港湾対策室長

雇用保険課長

需給調整事業課長

外国人雇用対策課長

高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課長

(契 印 省 略)

都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との
連携に当たって留意すべき事項について

都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携については、平成 12 年 8 月 30 日付け基発第 543 号・職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」(以下「通達」という。)により指示されていたところであるが、今般、平成 20 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号・職発第 0328007 号「「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」の一部改正について」により新たに障害者である労働者に関する連携について指示がなされたところである。

ついては、今後における労働基準行政と職業安定行政との具体的な連携に当たっては、下記に留意されるようお願いする。

なお、平成 12 年 11 月 1 日付け基監発第 50 号・雇保発第 25 号・業調発第 98 号・外雇発第 11 号・建港発第 15 号・需調発第 28 号・農雇発 8 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携に当たって留意すべき事項について」は、本内かんをもって廃止する。

記

1 協力体制の確保等について(通達記第 2 関係)

(1) 協議の体制について

(2)

イ 外国人労働者問題啓発月間等の各種月間等における広報活動に関すること。

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の確保並びに「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」等の周知のため、共同で実施する集団指導等に関すること。

(3) 通達記第 2 の②について

通達記第 2 の②については、労働基準行政及び職業安定行政が所管する法令に係る違反のほか、例えば、企業倒産、事業場閉鎖・縮小等により大量の解雇や賃金等の労働条件の引下げ等が生じる結果、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の施行上や労働者の労働条件の確保上等の観点からの情報の収集を行う必要がある事案が考えられるものであること。

(4)

2 情報提供等について(通達記第 3 関係)

(1)

(2) 情報提供等の内容について

[Redacted text block]

(3)

イ
(イ)

[Redacted text block]

b

[Redacted text block]

c

[Redacted text block]

d

[Redacted text block]

(ロ)

[Redacted text block]

(ハ) 監督署における事案の処理

「監督指導等」の「等」には、

が含まれるものであること。

(二)

a

b

(a)

(b)

(ホ)

。 [REDACTED]

ロ 通達別表 2 の「出稼労働者関係」について

(イ) 監督署から安定所に情報提供等を行う事案

「重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合」とは [REDACTED]

[REDACTED]

(ロ) 安定所から監督署に情報提供等を行う事案

「出稼労働者を多数雇用している事業場」とは、 [REDACTED]

[REDACTED]

(ハ) 監督署における事案の処理

上記 2 の (3) のイの(ハ)と同様の処理を行うこと。

(ニ) 安定所における事案の処理

情報提供等を受けた事業所(場)に係る出稼労働者の職業紹介に当たっては、次により処理すること。

a 是正勧告書に係る違反を是正していない事業所(場)については、

[REDACTED]

[REDACTED]

b 是正勧告書に係る違反を既に是正している事業所(場)については、

[REDACTED]

c 司法処分に付された事業所(場)については、

[REDACTED]

[REDACTED]

d 提供された情報に係る違反が是正された旨監督署長から連絡があった場合においては、通常の職業紹介を行って差し支えないが、違反の再発防止について求人者指導を行うこと。

ハ 通達別表 2 の「年少労働者関係」について

(イ) 監督署から安定所に情報提供等を行う事案

「重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合」とは、

(ロ) 安定所から監督署に情報提供等を行う事案

「年少労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所(場)」とは、

(ハ) 監督署における事案の処理

上記2の(3)のイの(ハ)と同様の処理を行うこと。

(ニ) 安定所における事案の処理

情報提供等を受けた事業所(場)に係る年少労働者の職業紹介に当たっては、次により処理すること。

a 是正勧告書に係る違反を是正していない事業所(場)については、

b 是正勧告書に係る違反を既に是正している事業所(場)については、通常の職業紹介を行うこととするが、違反の再発防止について求人者指導を行うこと。

ただし、過去において同種違反があった事業所(場)については、一定期間(1か年)職業紹介を行わないこと。

なお、監督署長より情報を受けた事業所(場)については、上記処分の解除後においても、積極的な職業紹介は行わないこと。

ニ 通達別表2の「障害者である労働者関係」について

(イ) 監督署から安定所に情報提供等を行う事案

「重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合」とは、

(ロ) 安定所から監督署に情報提供等を行う事案

「障害者である労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所(場)」とは、

(ハ) 監督署における事案の処理

上記2の(3)のイの(ハ)と同様の処理を行うこと。

(二)

a

b

ホ 通達別表2の「問題事業場関係」について

(イ) 監督署から安定所に情報提供等を行う事案

「監督署において、申告・相談が多く寄せられ、監督指導を行っても、なお労働基準関係法令違反を繰り返す事業場」とは、

(ロ) 安定所から監督署に情報提供等を行う事案

「労働基準関係法令違反の疑いのある事業場」とは、

(ハ) 監督署における事案の処理

上記2の(3)のイの(ハ)と同様の処理を行うこと。

(二) 安定所における事案の処理

情報提供等を受けた問題事業所(場)に係る職業紹介に当たっては、次により処理すること。

a 問題事業所(場)については、

[REDACTED]

b 提供された情報に係る違反が是正された旨監督署長から連絡があった場合においては、

[REDACTED]

第 年 月 日 号

労働基準監督署長
職業安定部長 殿
需給調整事業部長
公共職業安定所長

労働基準監督署長
職業安定部長
需給調整事業部長
公共職業安定所長

平成12年8月30日付け基発第543号・職発第558号に基づき、次のとおり情報を提供します。

[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]		
[Redacted]		

(注) [Redacted]

長 署 督 監 準 基 勵 勞
長 部 定 安 業 業 職
部 業 事 整 給 需
所 定 安 業 公

勞働基準監督署長
職業安定部
需給調整事業部長
公共職業安定所長

平成 年 月 日付け第 号に基づく情報提供事案について、次のとおり措置を行ったので回報します。

[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]		
[REDACTED]		
[REDACTED]		

(注) 「措置した内容」欄については、具体的に記入すること。